

報告第5号

専決処分事項報告について（和解）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和2年5月1日提出

交野市長 黒田 実

和解について

(写)

2 専第 3 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 相手方が市に、解決金として金 600,000 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 大阪市東淀川区菅原 6 丁目 2 番 25 号  
氏 名 医療法人 医誠会 理事長 谷 幸治
- 3 示 談 日 令和 2 年 3 月 31 日
- 4 事 案 概 要 平成 30 年 12 月 28 日付けで市が相手方に業務委託した「平成 31 年度集団健（検）診業務委託契約」に基づき、相手方が実施した集団健（検）診業務において、令和元年 9 月 30 日、10 月 7 日及び 10 月 21 日の各日において、当該健（検）診を受診する際に記載する問診票（個人情報）等が紛失する事故が発生した。各事故発生の確認後、問診票等の捜索を行ったが発見に至らず、連続して発生する紛失事故から、当該健（検）診業務を相手方に継続して委託することは不適切であると判断し、当該相手方と同年 11 月 25 日付けで当該業務委託契約の合意解除を行った。  
その後、相手方と債務不履行等に伴う損害について協議・交渉を行い、示談に至ったものである。

令和 2 年 3 月 31 日

交野市長 黒 田 実